

## 不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号
不利益処分の種類	指定介護療養型医療施設の業務運営の勧告	根拠条項	第113条の2第1項
処 分 基 準	<p>(1) 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養型医療施設サービスに従事する従業者の人員について介護保険法（平成9年法律第123号）第110条第1項の厚生労働省令で定める員数を満たさないとき</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設が、介護保険法（平成9年法律第123号）第110条第2項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認められるとき</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第41号）</p> <p>(5) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第45号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>		
対応 区分	処理 機関	交付 機関	目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課	